ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

富山労働局発表
平成29年10月31日

報道関係者　各位

富山労働局職業安定部
職業対策課
課　　長　　佐野　　悌
課長補佐　　古川　　修
高齢者対策担当官　　荒木　亨之
（代表電話）　076-432-2793
内線（622、621、620）

平成29年「高年齢者の雇用状況」集計結果

・「高年齢者雇用確保措置」実施済企業は99.9％（対前年差変動なし）

・「65歳定年」は10.5％（同0.4ポイント増）、「66歳以上定年」は1.3％（同0.8ポイント増）、「定年制の廃止」は1.8％（同変動なし）

・「66歳以上希望者全員の継続雇用制度」は5.6％（同1.2ポイント増）

・70歳以上まで働ける企業は31.2％（同2.1ポイント増）

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

富山労働局では、このほど、平成29年「高年齢者の雇用状況」を取りまとめましたので、公表します。

今回の集計結果は、従業員31人以上の企業1,767社の状況をまとめたもので、従業員31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

集計結果の主なポイントは次ページ以降をご参照ください。

【集計結果の主なポイント】

1　高年齢者雇用確保措置の実施状況

高年齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は99.9％（対前年差変動なし）【10ページ表１】

- 中小企業：　99.9％（同変動なし）
- 大 企 業：100.0％（同変動なし）

2　定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

定年制の廃止および65歳以上定年企業は240社（同25社増）、割合は13.6％（同1.2ポイント増）

このうち、①定年制の廃止企業は31社（同変動なし）、割合は1.8％（同変動なし）、②65歳以上定年企業は209社（同25社増）、割合は11.8％（同1.2ポイント増）【13ページ表４、表５】

〈定年制の廃止企業〉

- 中小企業では31社（同変動なし）、割合は1.9％（同変動なし）
- 大企業では0社（同変動なし）

〈65歳以上定年企業〉

- 中小企業では206社（同25社増）、割合は12.6％（同1.4ポイント増）
- 大企業では3社（同変動なし）、割合は2.4％（同0.1ポイント減）

これを、定年年齢別に見ると

- 65歳定年企業は186社（同10社増）、割合は10.5％（同0.4ポイント増）
- 66歳以上定年企業は23社（同15社増）、割合は1.3％（同0.8ポイント増）

3　希望者全員66歳以上の継続雇用制度を導入している企業の状況

希望者全員が66歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は99社（同23社増）、割合は5.6％（同1.2ポイント増）【14ページ表６】

- 中小企業では93社（同23社増）、割合は5.7％（同1.4ポイント増）
- 大企業では6社（同変動なし）、割合は4.8％（同0.2ポイント減）

4　70歳以上まで働ける企業の状況

70歳以上まで働ける企業は551社（同46社増）、割合は31.2％（同2.1ポイント増）【14ページ表７】

- 中小企業では529社（同43社増）、割合は32.2％（同2.1ポイント増）
- 大企業では22社（同3社増）、割合は17.5％（同1.8ポイント増）

詳細は、次ページ以下をご参照ください。

＜集計対象＞

○　富山県の常時雇用する労働者が 31 人以上の企業 1,767 社

中小企業（31～300 人規模）：1,641 社

（うち 31～50 人規模：663 社、51～300 人規模：978 社）

大企業　（301 人以上規模）：　126 社

1　高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施済企業の割合は99.9%（1,765 社）（対前年差変動なし）、51 人以上規模の企業で 100%（1,104 社）（同変動なし）となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は 0.1%（2 社）（同変動なし）、51 人以上規模企業で 0%（0 社）（同変動なし）となっている。

（10 ページ表1）

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では 100%（126 社）（同変動なし）、中小企業では 99.9%（1,639 社）（同変動なし）となっている。

（10 ページ表1）

＜参考グラフ＞

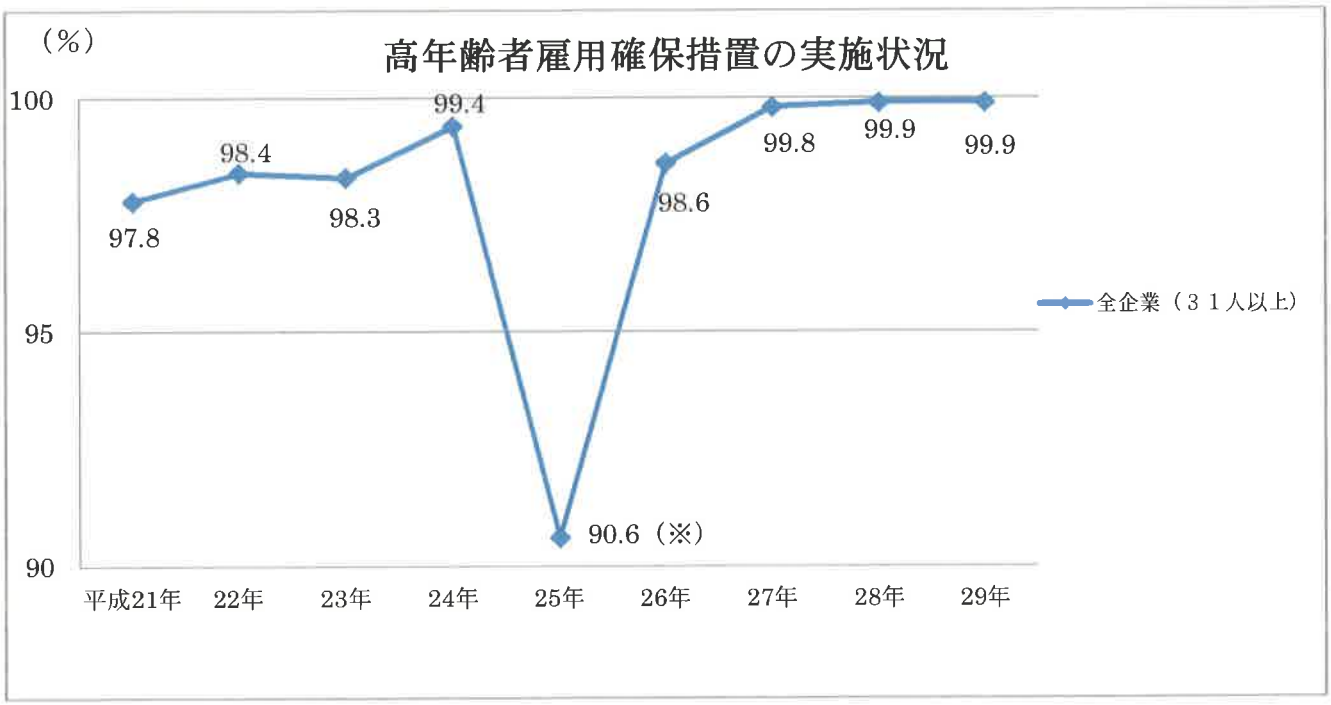

（※） 平成25年4月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があったため、平成 24 年と 25 年の数値は単純比較できない。

（参考） 51 人以上規模　　（%）

平成 18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
85.0	94.9	97.1	98.4	98.8	98.8	99.5	91.0	99.3	99.8	100.0	100.0

(3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 1.8%(31 社)(同変動なし)、

② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 11.8%(209 社)(同 1.2 ポイント増加)、

③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 86.4%(1,525 社)(同 1.2 ポイント減少)

となっており、定年制度(①、②)により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度(③)により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(11 ページ表3－1)

＜参考グラフ＞

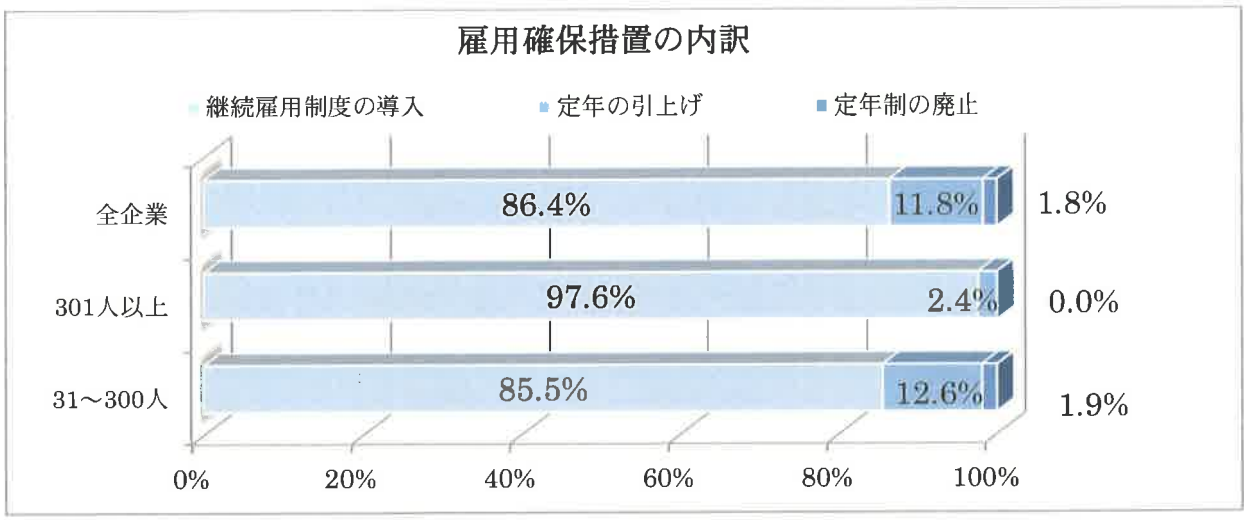

(4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(1,525 社)のうち、

① 希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は 66.4%(1,012 社)(同 1.1 ポイント増加)

② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は 33.6%(513 社)(同 1.1 ポイント減少)となっている。(11 ページ表3－2)

＜参考グラフ＞

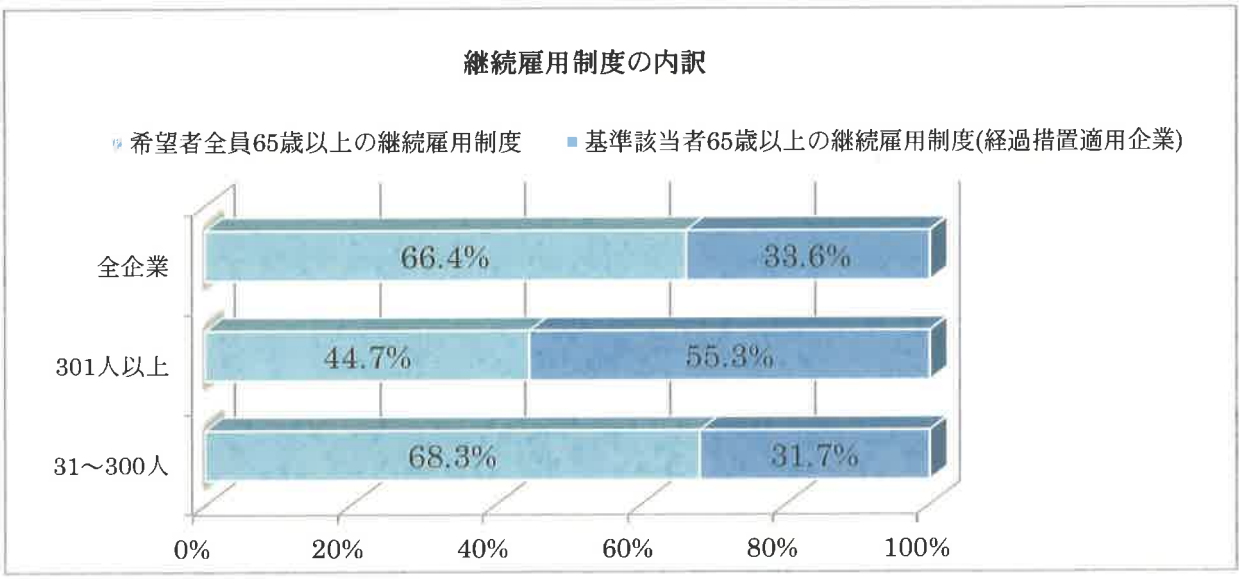

(5) 継続雇用先の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(1,525 社)の継続雇用先について、自社のみである企業は 92.7%(1,413 社)(同 0.1 ポイント増加)、自社以外の継続雇用先(親会社・子会社、関連会社等)のある企業は 7.3%(112 社)(同 0.1 ポイント減少)となっている。(12 ページ表3－3)

2　希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業等について

(1) 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業は 1,252 社(対前年差 45 社増加)、報告した全ての企業に占める割合は 70.9%(同 1.3 ポイント増加)となっている。

企業規模別に見ると、

① 中小企業では 1,194 社(同 41 社増加)、72.8%(同 1.4 ポイント増加)、
② 大企業では 58 社(同 4 社増加)、46.0%(同 1.4 ポイント増加)となっている。
(13 ページ表4)

＜参考グラフ＞

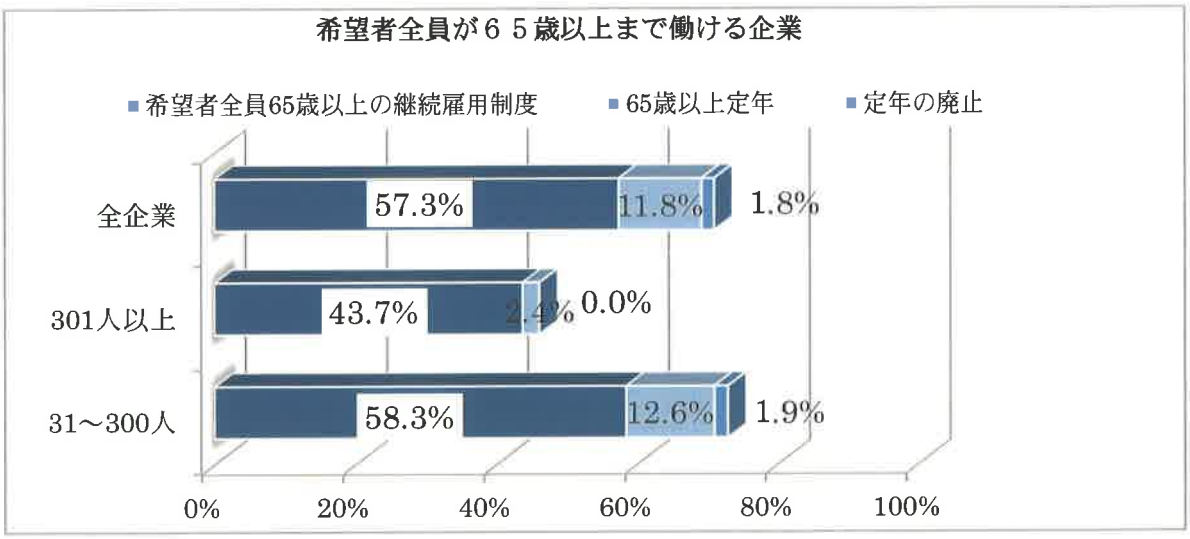

(2) 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

① 定年制を廃止している企業は、31 社(同変動なし)、報告した全ての企業に占める割合は1.8%(同変動なし)となっている。

企業規模別に見ると、

ア 中小企業では31 社(同変動なし)、1.9%(同変動なし)、
イ 大企業では0 社(同変動なし)、0%(同変動なし)
となっている 。(13 ページ表5)

② 65歳以上定年企業は、209社(同25社増加)、報告した全ての企業に占める割合は11.8%(同1.2 ポイント増加)となっている。

企業規模別に見ると、

ア 中小企業では206 社(同25 社増加)、12.6%(同1.4 ポイント増加)、
イ 大企業では3 社(同変動なし)、2.4%(同0.1 ポイント減少)
となっている 。(13 ページ表4および表5)

また、定年年齢別に見ると、

ア 65歳定年の企業は186 社(同10 社増加)、10.5%(同0.4 ポイント増加)、
イ 66～69歳定年の企業は11 社(同11 社増加)、0.6%(同0.6 ポイント増加)、
ウ 70歳以上定年の企業は12 社(同4 社増加)、0.7%(同0.2 ポイント増加)
となっている 。(13 ページ表5)

＜参考グラフ＞

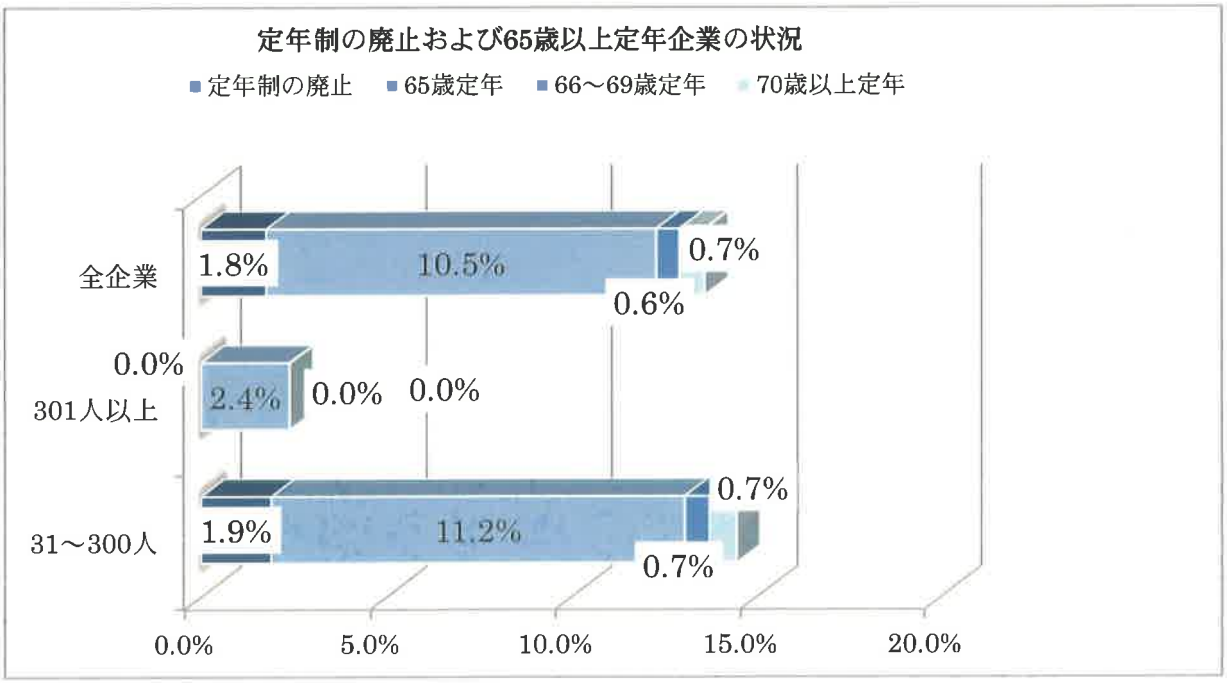

(3)　希望者全員 66 歳以上の継続雇用制度を導入している企業の状況

希望者全員が 66 歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は、99 社（同 23 社増加）、報告した全ての企業に占める割合は 5.6%（同 1.2 ポイント増加）となっている。

企業規模別に見ると、

①　中小企業では 93 社（同 23 社増加）、5.7%（同 1.4 ポイント増加）、
②　大企業では 6 社（同変動なし）、4.8%（同 0.2 ポイント減少）
となっている 。（14 ページ表6）

また、継続雇用の上限年齢別に見ると、

①　上限年齢 66～69 歳は 12 社（同 6 社増加）、0.7%（同 0.4 ポイント増加）、
②　上限年齢 70 歳以上は 87 社（同 17 社増加）、4.9%（同 0.9 ポイント増加）
となっている 。（14 ページ表6）

＜参考グラフ＞

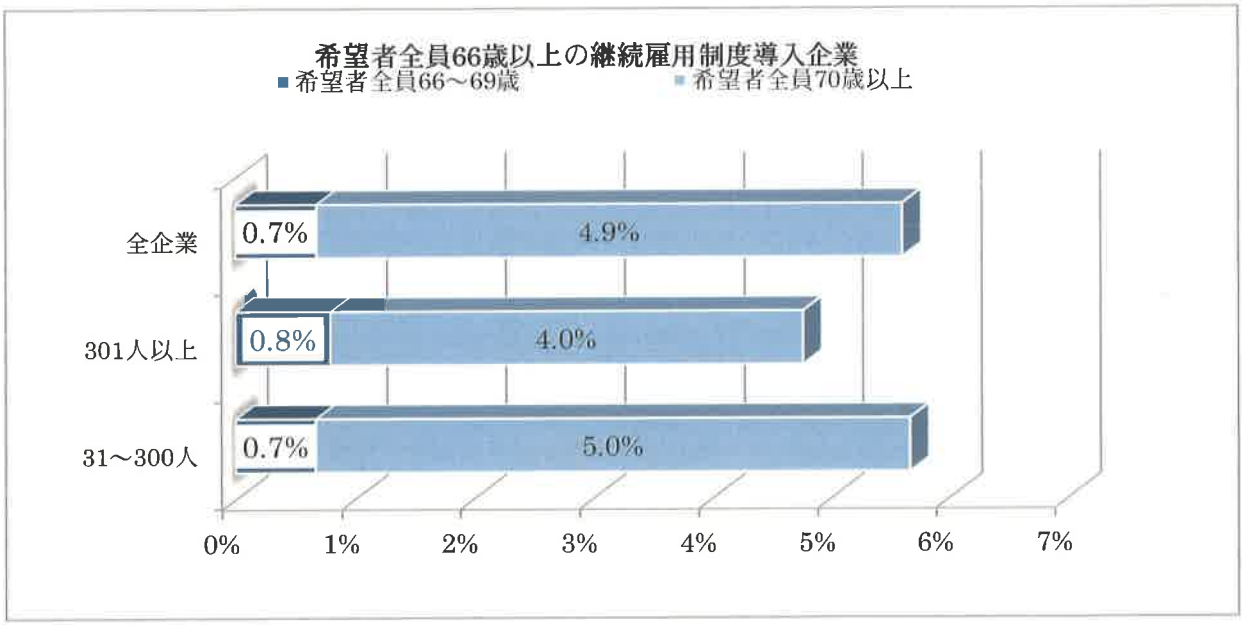

(4)　70 歳以上まで働ける企業の状況

70 歳以上まで働ける企業は、551 社（同 46 社増加）、報告した全ての企業に占める割合は 31.2%（同 2.1 ポイント増加）となっている。

企業規模別に見ると、

①　中小企業では 529 社（同 43 社増加）、32.2%（同 2.1 ポイント増加）、
②　大企業では 22 社（同 3 社増加）、17.5%（同 1.8 ポイント増加）
となっている 。（14 ページ表7）

3　定年到達者等の動向について

(1) 定年到達者の動向

過去1年間(平成 28 年6月1日から平成 29 年5月 31 日)の 60 歳定年企業における定年到達者(3,110 人)のうち、継続雇用された者は 2,641 人(84.9%)(うち子会社・関連会社等での継続雇用者は 73 人)、継続雇用を希望しない定年退職者は 466 人(15.0%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は3人(0.1%)となっている。(15 ページ表8－1)

＜参考グラフ＞

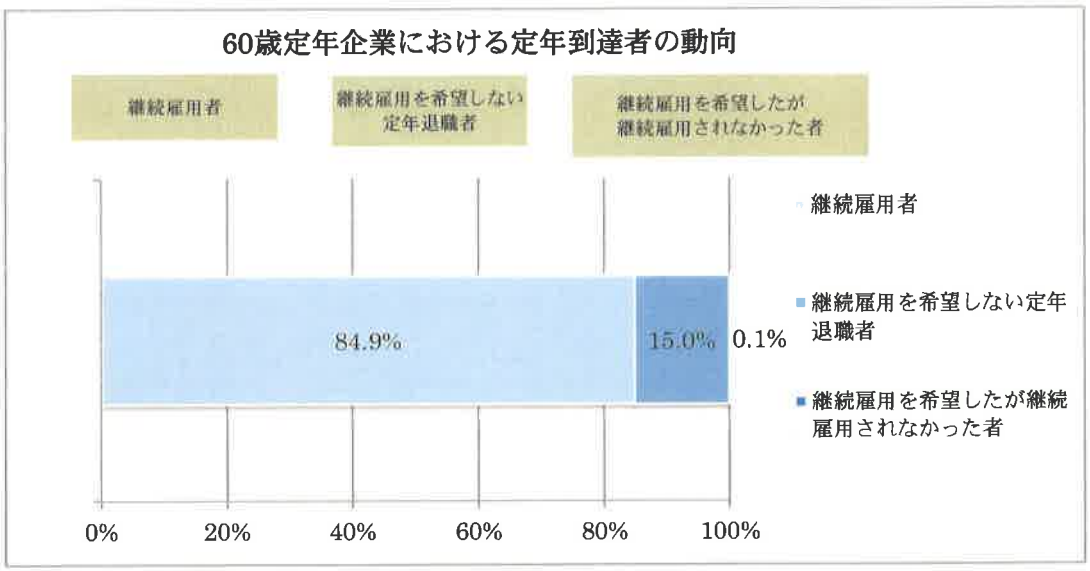

(2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成 28 年6月1日から平成 29 年5月 31 日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(平成 28 年4月1日以降は 62 歳)に到達した者(1,205 人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は 1,110 人(92.1%)、継続雇用の更新を希望しなかった者は 87 人(7.2%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は8人(0.7%)となっている。(15 ページ表8－2)

＜参考グラフ＞

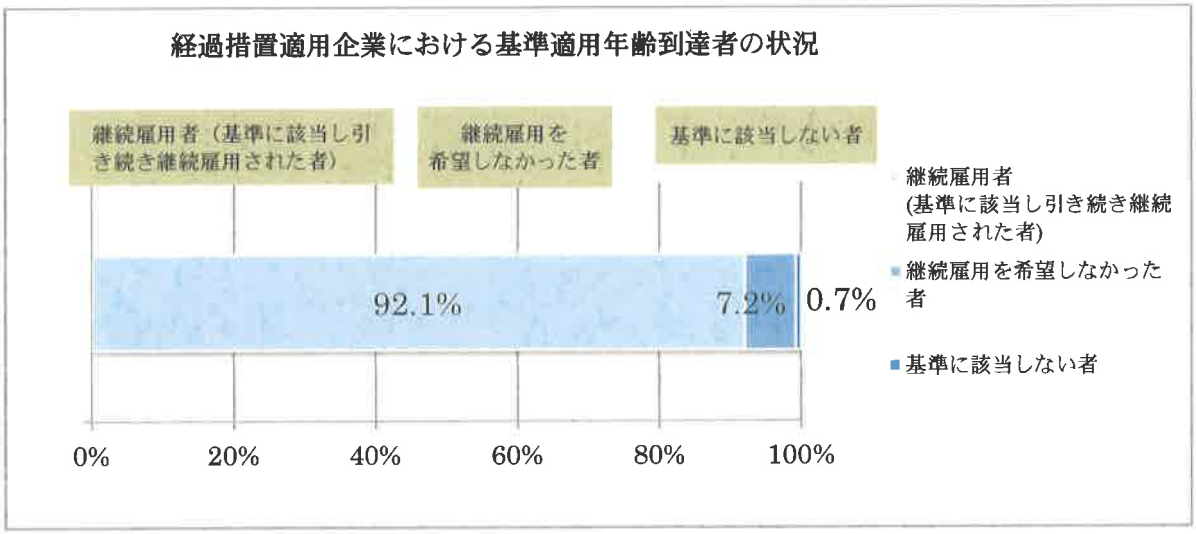

4　高年齢労働者の状況

(1)　年齢階級別の常用労働者数について

31 人以上規模企業における常用労働者数(254,490 人)のうち、60 歳以上の常用労働者数は約 30,929 人で 12.2%を占めている。年齢階級別に見ると、60～64 歳が 17,959 人、65～69 歳が 9,569 人、70 歳以上が 3,401 人となっている。(16 ページ表9)

(2)　雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51 人以上規模企業における 60 歳以上の常用労働者数は 26,636 人であり、雇用確保措置の義務化前(平成 17 年)と比較すると、16,814 人増加している。31 人以上規模企業における 60 歳以上の常用労働者数は 30,929 人であり、平成 21 年と比較すると、10,829 人増加している。(16 ページ表9)

＜参考グラフ＞

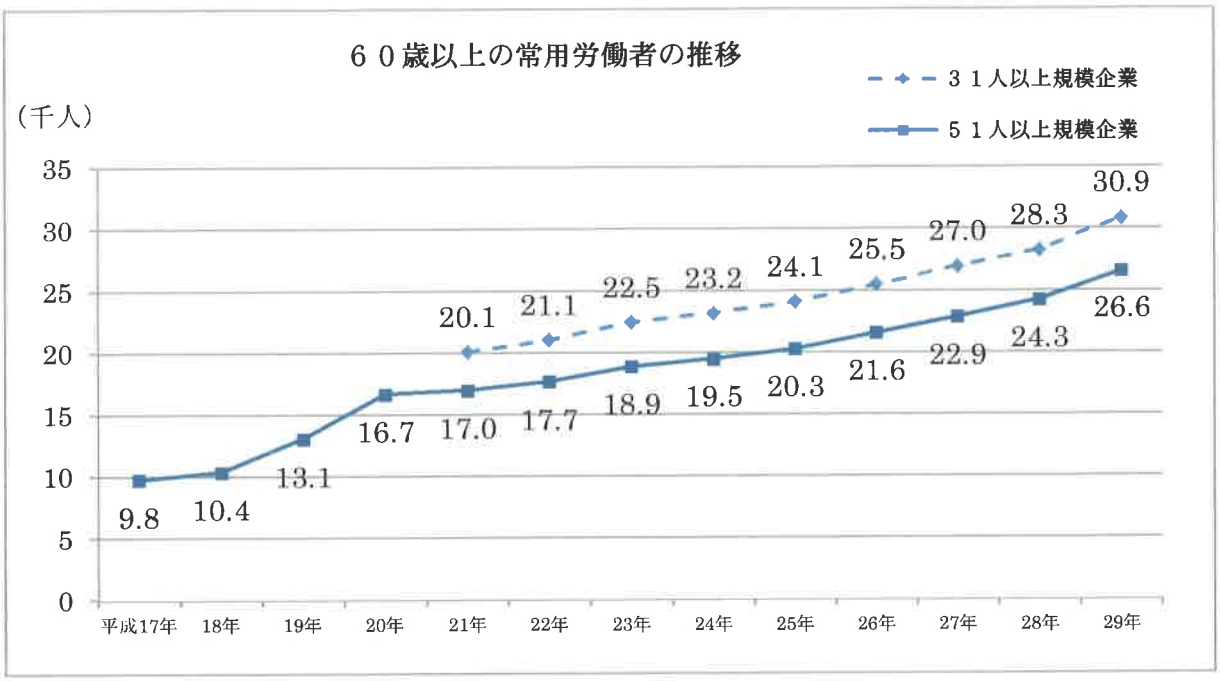

5　今後の取組

(1)　生涯現役社会の実現に向けた取組

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下等を踏まえ、生涯現役社会の実現に向け、65 歳までの雇用確保を基盤としつつ、高年齢者雇用安定法の義務を超え、年齢にかかわりなく働き続けることが可能な企業の普及・啓発等に取り組む。

(2)　雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置が未実施である企業(31 人以上規模企業)が 2 社あることから、これら企業に対しては、富山労働局、ハローワークによる計画的かつ重点的な個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。